

【提言項目 1】

各市区町村に居住支援に関する公的な保証人制度を確立するよう指導・助言すること。
また、作られる制度が実態に即したものとなるように、内容についても把握し、指導すること

【現状と課題】

現在、国は「新障害者基本計画」及び「障害者プラン」の中で全国 72,000 人の「社会的入院者」の退院を目標に掲げている。その数を東京都に割り振ると約 5,000 人と予想される。病気と障害を抱え、長期入院をされた方が、ひとりの住民として地域で暮らすことは当然の権利であり、地域は安心、安全、快適な生活と環境を保証すべきと考える。

とりわけ、「住宅確保」の重要性、緊急性はますます高まっているが、現状はどうであろうか。生活訓練施設、グループホームなどの居住施設整備の拡充、公営住宅への障害者枠の設置、民間賃貸アパートの積極的利用などが考えられる。公営住宅の入居に関しては今年度 5 月に制度改正があり、脱施設の受け皿としての方向性を打ち出している。では民間アパートの利用についてはどうであろうか。連帯保証人がいないが故に契約ができなかったり、精神障害者と明らかにしたら多くの場合拒否される状況がある。そのような中、川崎市や横浜市、世田谷区等で実施している「居住支援制度」によって「住む場」を獲得し、地域で自立生活を送っている障害者の事例も報告されている。このような「制度」が広く実施されればさらに退院促進に向けた力になると考える。

課題としては、いかに入居を保証するか、そしていかに生活の継続を支援するのか、である。自治体、保証会社、家主、不動産会社、関係支援団体がネットワークを組み、様々なサービスを利用しながら地域に即した関係作りが必要とされる。そしてその制度は実効性のない形骸化されたものではなく、保証人を必要とする高齢者、ひとり親世帯、障害者、生活保護受給者、ホームレス、DV 被害者などの「要支援者」に広げ、かつ敷居の低い使いやすいものでなくてはならない。

実際に、制度について調査を行ったところによると、制度そのものがある市区町村は 10 市区にすぎない（平成 17 年 7 月現在）また、制度の内容、利用者の範囲、サービスの範囲などに多くの差が見られている。このような状況への対応には東京都のイニシアチブが必要である。

【提言項目 2】

精神障害者（当事者）サポートシステムを構築すること

【現状と課題】

当事者が地域で安心・安定して生活できるために以下の内容に取り組んでいきたい。

1) ピアカウンセリング事業の整備

近年ピアカウンセリングの有効性が認められ各地で活動が行われてきている。都精神保健福祉センターにおいても数年前から研修が行われ始めた。

当事者会（とせいれん）も積極的に研修会を開催し育成に取り組んでいくこととしているが、財政面や人材育成面において行政や関係機関からの支援を受けながら進めていきたい。

2) 精神保健福祉手帳サービスの拡充

ここ数年、東京都と一緒に働きかけを行っている項目に、民営バスの運賃割引制度がある。連絡会としても利用状況や利用人数について調査を実施し東京バス協会に要望を行ってきた。引き続き早期実施に向けて働きかけを行っていきたい。

3) 当事者が提言できる審議会、協議会等への出席

行政主催する審議会や協議会に当事者が出席し政策や施策づくりに携わることは重要である。とせいれんや社会復帰施設利用者の意見が反映されるように行政に働きかけていきたい。